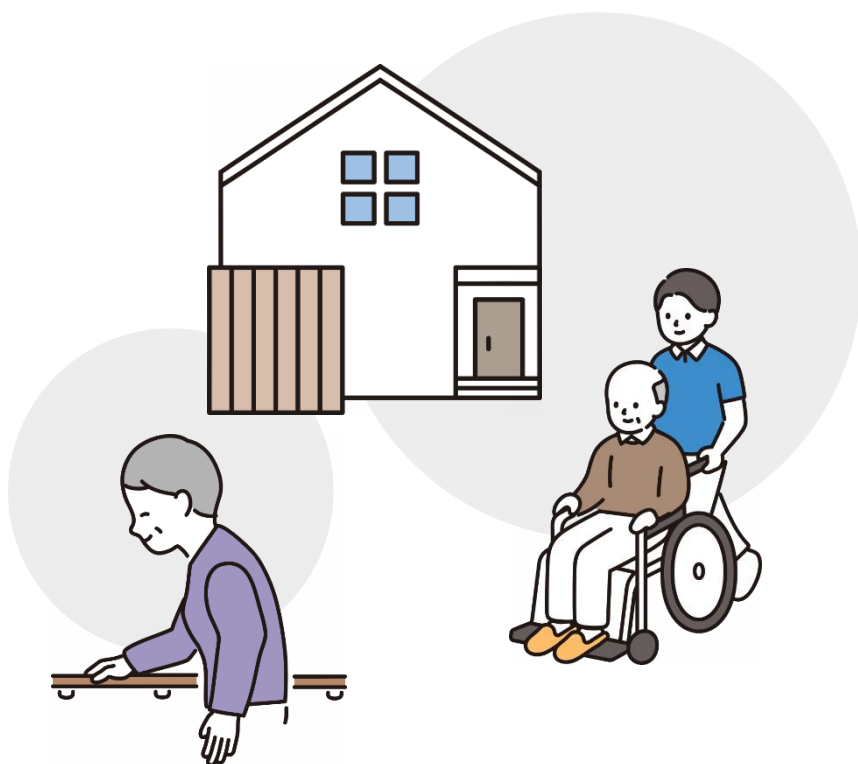


介護保険における 住宅改修の手引き



令和8年4月版

三田市 介護保険課 認定給付係

目次

1	介護保険における住宅改修の概要	・・・ 2
2	支給対象要件について	・・・ 2
3	支給対象とならない場合	・・・ 3
4	住宅改修の種類	・・・ 4
5	支給限度基準額	・・・ 8
6	支払方法	・・・ 10
7	手続きの流れ	・・・ 11
8	申請における提出書類	・・・ 12
9	住宅改修Q&A	・・・ 17
10	根拠法令等	・・・ 25

1 介護保険における住宅改修の概要

介護保険では、要介護認定等（要介護または要支援）を受けた人が、可能な限りご自宅で自立した生活を続けるために必要な住宅改修にかかる費用（上限 20 万円）の一部（7～9 割）が支給されます。厚生労働大臣が定める種類の住宅改修（手すりの取付けや段差解消等）で、資産形成につながらない比較的小規模なものが対象です。

住宅改修は、保険者（市町村）がご本人の心身の状態や住宅の状況等から必要と認められた場合に限り支給されるものとなるため、しっかりとした住宅改修計画を立てましょう。改修前には、必ず担当ケアマネジャー（担当のケアマネジャーがない場合は、地域包括支援センター）にご相談ください。

また、支給を受けるためには、工事着工前の事前申請及び工事完了後の事後申請が必要です。

住宅改修施工業者について

住宅改修施工業者に指定はありません。担当ケアマネジャー等と相談し、改修内容を決めたのち、業者の選定にあたっては、複数の業者を比較・検討した上で選ぶことをお勧めします。

施工後のトラブルについて

施工後のトラブルについては、本人と業者間との交渉になりますので、契約時にアフターサービスについても確認しておくことをお勧めします。



2 支給対象要件について

次の要件をすべて満たし、住宅改修を実施した場合に対象となります。工事着工前の事前申請の承認を受けないまま着工した場合は、支給対象となりませんのでご注意ください。

- (1) 三田市の被保険者で、要支援 1～2、要介護 1～5 と認定されていること
- (2) ご本人が在宅で生活していること
- (3) 住民票上の住所地の改修であること
- (4) 厚生労働大臣が定める住宅改修の種類であること

3 支給対象とならない場合

(1) 事前申請の承認を受けていない及び工事完了後の事後申請をしていない人
支給を受けるためには、工事着工前の事前申請及び工事完了後の事後申請が必要です。

(2) 生活する上で『必要不可欠』な改修とは認められない場合
庭の手入れ・趣味・防犯等は支給対象にはなりません。

(3) 老朽化や器具の故障の場合
老朽化や器具の故障が直接の理由である場合は支給対象になりません。

(4) 要介護認定申請中または入院中や施設入所中の人
事前申請及び工事着工は可能（償還払のみ受付）ですが、事後申請は、退院・退所して在宅に戻った後となります。そのため、認定結果が「非該当」の場合や退院・退所できない場合は、住宅改修の支給を受けることができません。

(5) 工事完了前に死亡した場合
ご本人が亡くなられた場合、ご存命中に完了した部分は支給対象となりますが、亡くなられた後に完了した部分は住宅改修の支給を受けることができません。

(6) 一時的に身を寄せている住宅の改修
住民票上の住所地かつ現に居住している住宅が対象です。それ以外の一時的に居住するための住宅改修は対象外です。また、高齢者に適したつくりとなっている特定施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム）、グループホーム、高齢者向けの住宅は対象外です。

(7) 新築や増築の住宅改修
新築や増築（新たに居室を設ける等）は支給対象になりません。

(8) 一つの住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修について
一つの住宅に複数の被保険者が居住する場合、住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことが可能です。その場合は改修内容や場所等が重複しないよう項目を振り分けて申請してください。

(9) 支給・不支給の判断にあたって
保険者（市）がご本人の心身の状態や住宅の状況等から必要と認めた場合のみ支給するため、申請書類からその必要性が十分に判断できない場合、内容の確認を行います。

4 住宅改修の種類

(1) 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に、転倒予防もしくは移動または移乗動作に資することを目的として設置するものです。

手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものを取付けてください。

〔対象となる付帯工事〕

手すりの取付けのための下地補強

【参考事例】

保険給付の対象工事
○ 居室内の手すり（居間、便所、浴室、玄関等）
○ 敷地内の手すり（玄関ポーチ、門扉までの通路等）
○ 固定されている家具への手すりの取付け（手すりの安全性を確認できる場合に限る）
○ 手すりの付け替え・移設（身体状況の変化等による場合）
○ 既存手すりの撤去費（付け替え・移設の場合）
対象外工事
× 集合住宅等の共用部分の手すり（ただし、貸主の承諾があり、生活動線上で対象者本人のみの利用が明確である場合に限り、可）
× 1階のトイレと2階のトイレ両方への手すり設置（動線上2つのトイレを利用する特別な理由がない場合）
× 敷地外の手すり
× 老朽化による取り替え
× 日常生活で使用しない趣味の部屋などへの手すりの設置
× 取付け工事で固定しない手すり
× 固定されていない家具への手すりの取付け
× 勝手口への手すりの設置（玄関を今後使用しない場合は可）

※取付け工事で固定しない床置きや便器を囲んで使用する手すりは「福祉用具貸与」の対象であり、住宅改修の対象ではありません。

※ご本人の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況等に基づいた理由により、跳ね上げ式手すり、また取り外し可能な手すり（着脱式手すり）についても、取り外しのできないように基の部分が金具等で住宅に固定されていれば、住宅改修の対象となります。



(2) 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差または傾斜を解消するためのものです。具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されます。

〔対象となる付帯工事〕

- ・スロープ設置に伴う転落や脱輪防止を目的とした転落防止柵の設置
- ・浴室の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事



【参考事例】

保険給付の対象工事
<ul style="list-style-type: none">○ 各居室の敷居を低く（撤去）する工事○ スロープ・踏み台を固定設置する工事○ 浴室の洗い場のかさ上げ工事○ 敷石をコンクリートスロープにする工事○ 階段の勾配を緩やかにする工事○ 通路等の傾斜を解消する工事○ 浴槽をまたぎやすい浅いものに取り換える工事○ 段差の段数を増やして1段あたりの高さを軽減する工事○ 路面が傾斜で車いす等での通行に支障がある場合に路面を水平にする工事
対象外工事
<ul style="list-style-type: none">× 床下収納スペースを埋める工事× スロープや踏み台を固定せずに置くだけの工事× 昇降機・リフト・段差解消機等を設置する工事× 上り框（かまち）に腰かけ台を設置する工事× 浴槽の取り替えに伴う給湯器・シャワー・水栓の工事× 転落防止柵の設置単独の工事（転落防止柵の設置は、段差や傾斜の解消に付帯する工事として認められているため）× 段差解消を伴わない階段踏み面の拡張× 浴槽を広くする目的での浴槽の取り替え× 勝手口の段差解消（玄関を今後使用しない場合は可）× 1階のトイレと2階のトイレ両方の敷居を低く（撤去）する工事（動線上2つのトイレを利用する特別な理由がない場合）

※動線が通っていない面積部分は住宅改修の対象外です。

※取付け工事で固定しないスロープは「福祉用具貸与」、取付け工事で固定しない浴室用すのこは「福祉用具購入費」の支給対象であり、住宅改修の対象ではありません。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室では畳敷きから板製床材、ビニル系床材等の変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等をするものです。

〔対象となる付帯工事〕

床材変更のための下地の補強や根太の補強または通路面の変更のための路盤整備

【参考事例】

保険給付の対象工事
○ 畳から板製床材・ビニル製床材等への変更
○ 浴室の床材を滑りにくい舗装材に変更
○ 屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更
○ 階段の滑り止め（固定されているもの）
○ 畳から畳への変更（畳縁につまづいて移動に危険がある場合）
○ 庭に通路を新設（生活動線として庭を通らざるを得ない場合）
対象外工事
× 老朽化による床材の張り替え
× 滑り止めマットを洗い場に置くだけ
× 転倒時のけが防止のために、床から柔らかい材質のものに変更
× 天井のクロス張り替え
× フローリングを別のフローリングに変更（改修後の変化や効果が明らかでない工事）

※動線が通っていない面積部分は住宅改修の対象外です。

(4) 洋式便器等への便器の取り替え

和式便器から洋式便器への取り替え等をするものです。

〔対象となる付帯工事〕

- ・便器の取り替えに伴う給排水工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）
- ・便器の取り替えに伴う床材の変更も対象

※水洗和式→水洗洋式の工事は、給排水工事も対象となります。

※非水洗和式→水洗洋式の場合は、便器・便座のみ対象で、給排水工事は新設とみなされ対象外工事となります。また、電気配線、天井等の工事も対象外となります。



【参考事例】

保険給付の対象工事
<ul style="list-style-type: none">○ 和式便器から洋式便器への取り替え○ 既存の和式便器は壊し、別の場所に洋式便器を設置（和式便器から洋式便器への取り替えとみなし、洋式便器の本体費用と設置費用のみ対象）○ 既存の便器の位置や向きの変更○ 屋外トイレの改修（使用している場合）○ 便器の取り替えに伴う床、壁の解体、床の修復工事
対象外工事
<ul style="list-style-type: none">× 洋式便器から洋式便器への取り替え（身体状況等の理由で、便座の高さが適正な洋式便器に取り替える場合は可）× 既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置× 暖房便座や自動水洗機能等の付加のみを目的とする便座への取り替え× 電気工事

※和式便器から洋式便器への取り替えに伴い、暖房便座や自動水洗機能等が付加されている洋式便器への取り替えは、それらの機能を含めた一体型の洋式便座が一般的に供給されていることを考慮し、住宅改修の対象となります。ただし、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加のみを目的とした工事は対象外となります。

（５）引き戸等への扉の取り替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取り替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等をするものです。

〔対象となる付帯工事〕

扉の取り替えに伴う壁や柱の改修工事

【参考事例】

保険給付の対象工事
<ul style="list-style-type: none">○ 開き戸から引き戸・折り戸・アコーディオンカーテン等への取り替え○ ドアノブの変更（玉ノブをレバー式等に変更）○ 戸車の設置、吊元の変更○ 扉の撤去○ 開き戸の左右変更や押し引きの変更○ 内開きから外開きへの変更○ 引き戸から引き戸への変更（重くて開けられない等の理由がある場合に限る）

対象外工事
× 自動ドアに取り替えた場合の、動力部分相当費用
× 引き戸等の新設（扉の取り替えと比較し、費用が低廉に抑えられる場合は可）
× 雨戸の取り替え
× 老朽化による戸車の変更、吊元の取り替え
× 間口の拡大
× 破損によるけがを防ぐための扉ガラス部分の材質変更
× 直接本人が使用しない扉

（６）その他の工事について

上記で分類しきれなかった内容及び付帯的に発生する内容をまとめます。

【参考事例】

保険給付の対象工事
○ 解体工事費／廃材などの処分費／資材・廃材などの運搬費
○ 現場管理費
対象外工事
× 電気工事費
× 設計・積算
× 植木撤去

※玄関以外の場所（勝手口、縁側、掃き出し窓）から出入りするために、当該場所に改修工事を行う場合は、理由書に日常生活の動線として当該場所を利用している旨を記述してください（外出、ゴミ捨て、物干し等）。

本人の趣味趣向の為だけに出入りする場合は、住宅改修の対象外です（庭の手入れ等）

5. 支給限度基準額

要介護状態区分に関わらず、同一住宅で1人につき20万円です。

消費税等を含む20万円までの費用について、ご本人の負担割合（1割、2割または3割）に応じて、9割、8割または7割分を住宅改修費として保険給付します。なお、支給限度基準額（20万円）の範囲内であれば、何回かに分けて利用することも可能です。

また、支給限度基準額を超える改修工事を実施することもできますが、20万円を超えた部分や介護保険の支給対象外の住宅改修費は全額自己負担になります。※保険料滞納による給付制限（3割または4割自己負担）は、住宅改修費の給付にも適用されます。

＜支給限度額の特例＞

(1) 要介護状態が著しく重くなった場合（3段階リセット）※1回限り
 初めて行った住宅改修の着工日の要介護状態区分を基準とし、区分が3段階以上重くなった場合、新たに20万円を支給限度基準額として住宅改修を利用できます。ただし、着工日の要介護状態区分で判断しますので、区分が上がった時点で住宅改修が行われないと適用されません。その後、区分が下がり、その時点で住宅改修を行っても適用はされません。

なお、適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があっても、リセット後の支給限度額は20万円となります。

【段階と要介護状態区分】

段階	要介護状態区分
第1段階	要支援1
第2段階	要支援2または要介護1
第3段階	要介護2
第4段階	要介護3
第5段階	要介護4
第6段階	要介護5

【3段階リセット早見表】

初回の住宅改修時の要介護状態区分	リセットとなる要介護状態区分
要支援1（第1段階）	要介護3（第4段階） 要介護4（第5段階） 要介護5（第6段階）
要支援2（第2段階） 要介護1（第2段階）	要介護4（第5段階） 要介護5（第6段階）
要介護2（第3段階）	要介護5（第6段階）
要介護3（第4段階） 要介護4（第5段階） 要介護5（第6段階）	リセットなし

(2) 転居した場合（転居リセット）※住民票が異動されていない場合は転居とみなしません。

転居した場合は支給限度額が20万円にリセットされます。ただし、住宅改修費の支給を受けた後に他の住宅へ転居し、その後、住宅改修の支給を受けた住宅に戻った場合は、最初の住宅の支給限度額が適用されます。

6. 支払方法

支払方法には、償還払い方式と受領委任払い方式の2種類があります。

(1) 償還払い方式

工事完了後にご本人が、いったん改修費用全額を住宅改修施工業者に支払った後、自己負担分を除く、保険給付対象分を保険者（市町村）からご本人へ給付します。

(2) 受領委任払い方式

住宅改修のご本人の支払い額を、初めから自己負担分のみで済むようにすることで、利用者の一時的な負担を軽減するための制度です。保険給付の9割、8割または7割分は、保険者（市町村）から住宅改修施工業者に直接支払うことになります。

※受領委任払いで工事を行う住宅改修施工業者は、あらかじめ『受領委任払い取扱業者登録』が必要です。登録には、「立替事業実施にかかる同意書」を2部作成し、市へ提出してください。

(1) (2) どちらの方式であっても、支給を受けるためには、工事着工前の事前申請及び工事完了後の事後申請が必要です。

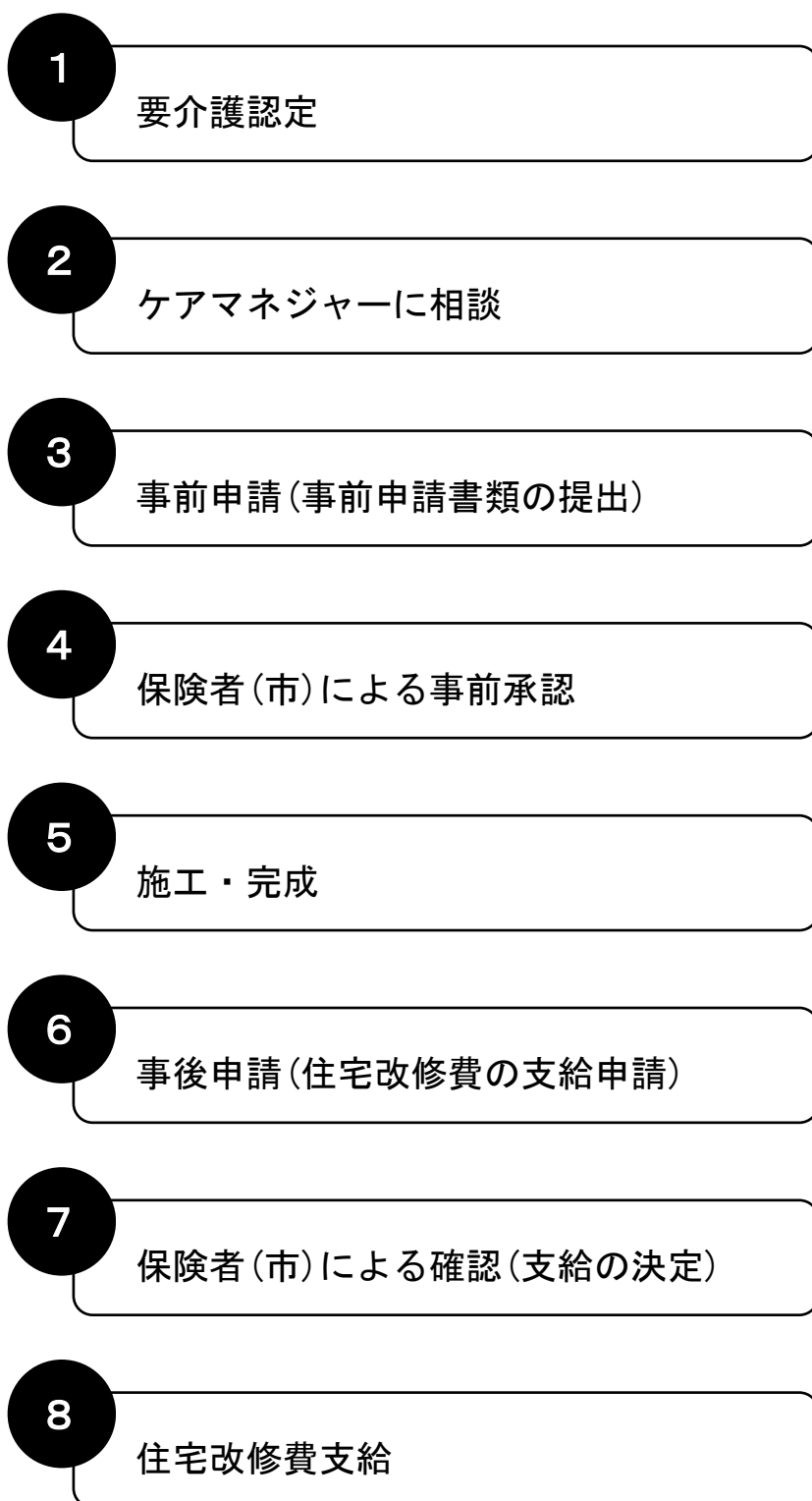
償還払いの流れ



受領委任払いの流れ



7. 手続きの流れ



8. 申請における提出書類

(1) 事前申請（工事着工前の手続き）

① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前承認申請書
<ul style="list-style-type: none">・支払方法（償還払い・受領委任払い）により申請書の様式が異なります。・介護保険被保険者証及び負担割合証を参考に、太枠内の必要事項を正確に記入してください。・着工予定日が未定の場合は、空欄のままでも問題ありません。・「改修予定金額」については、保険給付対象外の工事費用も含めた税込金額を記入してください。・書き損じが生じた場合は、訂正する場合は、二重線で抹消し訂正印を押印して下さい。※金額の訂正は出来ません。
② 住宅所有者の承諾書
<ul style="list-style-type: none">・住宅所有者と申請者が異なる場合に必要となります。・改修する住宅が共有名義の場合、申請者以外の全ての共有者の承諾書が必要です。・改修する住宅の所有者が死亡し、名義変更が行われていない場合は、相続の権利を有するすべての方の承諾書が必要です。
③ 住宅改修を必要とする理由書（2枚もの）
<ul style="list-style-type: none">・原則として担当のケアマネジャー（地域包括支援センターの職員を含む。）に作成を依頼してください。・ケアマネジャー以外の方で理由書が作成できる人は、資格（作業療法士や福祉住環境コーディネーター検定2級以上など）を持った人のみです。なお、担当ケアマネジャー以外が「理由書」を作成する場合は、担当ケアマネジャーと十分連絡調整のうえ協力して進めてください。・住宅改修の必要性を判断するうえで重要な資料になりますので、屋内及び屋外での移動（自立歩行、つたい歩き、歩行器利用など）や各種介護サービスだけでなく、家族の介護状況など、具体的に詳しく記述してください。・住宅改修によって利用者や家族は、現在の暮らしをどのように変えたいのか、継続していききたいかを専門職の判断を踏まえたうえで、総合的に記述してください。・改修が必要な箇所ごとに具体的に困難な状況、改修目的などを記述してください。・玄関以外の場所（勝手口、縁側、掃き出し窓）から出入りするために当該場所へ改修工事を行う場合、理由書に日常生活の動線として当該場所を利用している旨を記述してください（外出、ゴミ捨て、物干し等）。 <p>※本人の趣味趣向の為だけに出入りする場合は住宅改修の対象外です（庭の手入れ等）。</p>

④ 工事見積書（内訳書）

- ・工事見積書（内訳書）は、宛名を申請者の氏名とし、業者名及び住所、担当者名、連絡先を明記してください。
- ・所定の様式はありませんが、工事費の内訳については、改修箇所・部分ごとなどで付番区分し、材料費、施工費、諸経費等に分けて記載してください。また、材料費は、商品名・規格・寸法・数量・単価・金額等できる限り詳細に記載してください。
- ・写真現像代や申請代行手数料等の経費は支給対象になりませんので、諸経費に含めないでください。
- ・保険給付対象外の工事を含めて実施する場合は、見積書を別々に作成する必要はありませんが、介護保険の対象部分とそれ以外の部分を区別するとともに、施工費や諸経費等については、按分してください。

⑤ 改修前の写真（撮影日付入りのもの）

- ・写真にはカメラの日付機能等により、必ず撮影日の日付を入れてください。日付機能等がない場合は、ボード等に日付を記載し、撮影日を写して撮影してください。
- ・改修予定箇所すべての写真を提出してください。分かりにくり場合等は、1か所につき複数枚の写真を提出いただいても結構です。
- ・部分的に撮影するのではなく、できるだけ全体の様子が分かるように撮影してください。なお、改修予定箇所の全景が入りきらない場合は、分割して撮影していただいても結構です。
- ・事後申請の際に提出していただく改修後の写真と同じアングルになるよう撮影し、改修前後の確認ができるようにしてください。
- ・写真の中に、手すりの取付け位置を線で書き込むなど、施工後のイメージが分かるようにしてください。
- ・段差解消工事を行う場合は、スケールを当てて撮影してください。

⑥ 改修予定箇所が確認できる図面（平面図）

- ・改修予定箇所が明示され、申請者本人の日常生活上の動線が分かる図面を作成してください。そのため、改修箇所だけではなく、全体の図面が必要となります。なお、動線が分かるように、「寝室」「居間」など部屋の用途や部屋の出入口、屋外の場合は「洗濯物干し」や「駐車場」などの場所をできる限り記載してください。
- ・屋外の改修の場合は、敷地全体の図面が必要となります。
- ・工事見積書（内訳書）、図面、写真には、改修箇所ごとに「①、②」など対応した番号を振り、それぞれ照合できるようにしてください。
- ・改修内容により工事前後で分けた図面や断面図などが必要になる場合もあります。

⑦ その他市から提出を求められた書類

- ・工事内容等により、追加で書類の提出を求める場合があります

家のイメージに合わない等の理由で、必要以上に高価な部材を希望する例が見受けられます。
介護保険における住宅改修については、制度の性質上必要最低限の機能を満たす部材での工事をお願いします。



事前申請の注意点

☑ 事前承認の時期について

事前申請の承認までに約2週間程度かかります。改修内容や書類に不備がなくとも、承認に時間を要する場合があります。あらかじめご了承ください。

☑ 事前承認後の変更について

住宅改修は事前申請制であるため、無断で改修内容の変更を行うことは認められません。

住宅改修施工業者が改修を行う際に、利用者・家族から取付け位置の変更等を希望されたとしても、安易に事前申請の内容と異なる改修を行ってしまうと保険給付の対象外となってしまう場合があります。そのような場合には、必ず事前にケアマネジャーや施工業者から市へ直接問い合わせいただき、変更届を提出してください。

☑ 事前申請の取り下げについて

何らかの事情によりいったん工事をすべて中止する場合は、市に連絡し、住宅改修承認通知書を返却してください。

☑ 三田市高齢者住宅改造費助成事業について

併用して改修を行う場合、別途事前相談や申請等が必要です。必ず着工までに市高齢者支援課(079-559-5070)にご相談ください。



住宅改修費支給申請関係の書類は、三田市ホームページからダウンロードできます。



(2) 事後申請（工事着工後の手続き）

① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
<ul style="list-style-type: none">・支払方法（償還払い・受領委任払い）により申請書の様式が異なります。・介護保険被保険者証及び負担割合証を参考に、太枠内の必要事項を正確に記入してください。・書き損じが生じた場合、訂正する場合は、二重線で抹消し訂正印を押印して下さい。 ※金額の訂正は出来ません。
② 改修後の写真（撮影日付入りのもの）
<ul style="list-style-type: none">・改修前と同様に、写真にはカメラの日付機能等により、必ず撮影日の日付を入れてください。日付機能等がない場合は、ボード等に日付を記載し、撮影日を写し込んで撮影してください。・改修前の写真と同じアングルで撮影していただきますが、改修前の写真と同じアングルでは詳細が確認できない場合には、別途、確認が行えるように拡大した写真も撮影してください。・全体が写っていない場合や写真が不明瞭な場合には、撮り直しをお願いする場合があります。・段差解消工事を行った場合は、スケールを当てて撮影してください。
③ 工事内訳書
<ul style="list-style-type: none">・工事内訳書は、宛名を申請者の氏名としてください。・工事費の内訳については、改修場所・改修部分ごとに付番区分し、材料費、施工費、諸経費等に分けて記載してください。また、材料費は、メーカー名・商品名・品番・サイズ・数量・単価等、できる限り詳細に記載してください。
④ 領収証
<ul style="list-style-type: none">・領収証は、宛名を申請者の氏名としてください。・領収証は写しでも問題ありません。・領収日の日付は、完成日 ≤ 請求日 ≤ 領収日としてください。・領収日（支払日）時点の負担割合により利用者負担分を領収してください。なお、利用者負担分に1円未満の端数が出た場合は端数を切り上げた金額を領収してください。 <p>〔利用者負担分の計算例〕</p> $150,792 \text{ 円 (保険給付対象費用)} \times 0.1 \text{ (1割負担の場合)} = 15,079.2$ <p>→ <u>15,080 円 (領収額)</u></p> <ul style="list-style-type: none">・事前申請時に提出いただいた工事見積書（内訳書）の金額に、保険給付対象外や支給限度額を超えた分の改修費用が含まれている場合の領収証の金額については、下

記のとおりとしてください。

償還払いの場合：全額（見積書の金額と同額）

受領委任払いの場合：負担割合に応じた利用者負担分と保険給付対象外、支給限度額超過分の合計額

支給申請の注意点

入院・入所中の場合について

住宅改修は、ご自宅で自立した生活を続けるために必要な改修工事に対する保険給付であるため、ご本人が入院・入所中の場合は事後申請を行うことができません。本人が退院・退所し、ご自宅に戻ったら申請してください。

認定申請中（新規・区分変更・更新）の場合について

住宅改修の支給を受けるためには、原則として要介護認定等を受けていることが必要となります。事後申請については、認定結果が出た後に行ってください。

ただし、更新申請中の方で、更新前の認定の有効期間が残っている間に工事を実施した（代金の領収が済んでいる）場合は、新しい認定結果が出る前であっても事後申請を行うことができます。 ※いずれも認定結果が「非該当」であった場合は、住宅改修費の支給はできません。

事後申請の期限について

領収日（支払日）から2年以内に事後申請を行ってください。2年経過した場合は、支給できませんのでご注意ください。

住宅改修の効果の確認について

住宅改修後の状況等を確認するため、ご自宅にお伺いして現地調査をさせていただく場合があります。調査を実施する際は事前に連絡しますので、ご協力をお願いします。

9. 住宅改修 Q&A（厚生労働省ホームページより抜粋）

各種法令や告示、通知において規定されている事項や寄せられた問い合わせについての厚生労働省の回答をまとめたものです。※制度改正により内容が変更される場合があります。

その他、個別の事案については、市へ直接お問い合わせください。

	項目	質問	回答
1	新築工事の竣工日以降の改修工事	住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。	竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。
2	入院（入所）中の住宅改修	現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことができるか。又、特別養護老人ホームを退去する場合はどうか。	入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修費が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前に市町村に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない（退院しないこととなった場合は申請できない）ものとする。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものであるが、同様に取扱いして差し支えない。
3	家族が行う住宅改修	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人または家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。

4	賃貸住宅退去時の改修費用	賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。	住宅改修の支給対象とはならない。
5	賃貸アパート共用部分の改修費用	賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えられるが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。
6	分譲マンション共用部分の改修費	分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意(区分所有法による規定も可)があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。
7	一時的に身を寄せている住宅の改修費	要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となる

8	住宅改修における利用者負担の助成	介護保険の給付対象となる住宅改修について、利用者が施工業者から利用者負担分（施工費用の1割）の全部または一部について、助成金や代金の返還等によって金銭的な補填を受けていた場合の取扱いはどうなるのか。	介護保険法上、住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の90/100に相当する額とされている。即ち、住宅改修の代金について割引があった場合には当該割引後の額によって支給額が決定されるべきものであり、施工業者が利用者に対し利用者負担分を事後的に補填した場合も、施工代金の割引に他ならないことから、割引後の額に基づき支給されることとなる。なお、施工業者と相当の関連性を有する者から助成金等を受けていた場合についても同様である。
9	理由書の作成担当者	介護予防住宅改修費の理由書を作成する者は「介護支援専門員その他要支援者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者」とされており、従来は、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上その他これに準ずる資格等を有する者とされていたが、地域包括支援センターの担当職員が作成することは可能か。	可能である。
10	工事内訳書	支給申請の際、添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。	工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要はある。

11	手すり	手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型(棚状のもの)もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状態に応じて手すりの形状を選択することが重要。
12	浴室の段差解消工事	床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ(浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る)に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。
13	上がり框(かまち)の段差緩和工事	(住宅改修) 上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となるか。	式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。
14	段差解消・手すり	玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となると解してよろしいか。	貴見のとおり。 対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。
15	段差解消機等の設置	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式または据え置き式の場合は、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。
16	玄関以外のスロープ	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。

17	段差の解消	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。	玄関の上がり框（かまち）への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。
18	段差の解消に伴う付帯工事の取扱	<p>（住宅改修）</p> <p>脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げまたはすのこの設置（住宅改修に係るものに限る）を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいか。</p> <p>①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更</p> <p>②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事</p> <p>③②の状態、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修または取替の工事</p>	①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。
19	段差の解消の取扱い	平成 12 年 12 月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴または介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。	浴槽の縁も、玄関の上がり框（かまち）と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものとする。

20	床材の表面加工	滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付いたりカーペットを張り付いたりする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。
21	滑り止めのゴム	住宅改修費について、階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいか。	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たる。
22	通路面の材料の変更	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。
23	通路面の材料の変更	通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、住宅改修の支給対象となるか。	いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。
24	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更」について、居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。	居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更(改修)についても認められる。

25	扉工事	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態に合わせて性能が代われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となる。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。
26	引き戸の取替工事	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。
27	扉の取り替え	門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。	引き戸等への扉の取替えとして支給対象となる。
28	既存洋式便器への洗浄機能の取り付け工事	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。
29	洋式便器の改修工事	リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となるか。 ①洋式便器をかさ上げする工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを	①は支給対象となる。 ②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象として差し支えない。

		高くする場合	③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座(洋式便器の上に置いて高さを補うもの)として特定福祉用具購入の支給対象となる。
30	洋式便器への便器取替工事	和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。
31	和式便器の腰掛け式への変換	和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。	腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。

【 厚生労働省の介護サービスQ&A掲載URL 】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/



10. 根拠法令等

<p>法令・条例等</p>	<p>(居宅介護住宅改修の支給) 介護保険法第45条、介護保険法施行規則第74条及び75条 (介護予防住宅改修費の支給) 介護保険法第57条、介護保険法施行規則第93条及び94条</p>
<p>審査基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類 (平成11年3月31日 厚生労働省告示第95号) (最終改正 平成12年12月28日 厚生労働省告示第481号)</p> <p>介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて (平成12年1月31日老企第34号) (最終改正 平成28年4月14日 厚生労働省通知 老高発0414第1号)</p> <p>居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について (平成12年3月8日老企第42号) (最終改正 平成21年3月13日 厚生労働省通知 老計発第0313002号、老振発第0313004号、老老発第0313004号)</p>



介護保険における住宅改修の手引き

令和8年4月版発行

発行・編集

三田市 介護保険課 認定給付係

669-1595 三田市三輪2-1-1

電話 079-559-5078 ファクス 079-563-1447

